

議案第76号

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、穀物用荷役機械及びその附帯施設の使用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例

博多港港湾施設管理条例（昭和39年福岡市条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表第1 3 荷さばき施設の表穀物用荷役機械及びその附帯施設の項中「13,500,000円」を「12,500,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。